

【高槻本部】 〒569-0803 大阪府高槻市高槻町 14-13 丸西ビル 4F TEL 072-686-5131 FAX 072-686-5090

【大阪事務所】 〒530-0041 大阪市北区天神橋 2-4-17 千代田第一ビル 7F TEL 06-6654-6805 FAX 06-6654-7020

【京都事務所】 〒600-8095 京都市下京区東洞院通綾小路下ル扇酒屋町 289 番地デ・リードビル 304 号

TEL 075-354-8455 FAX 075-354-8466

E-mail info@e3-partners.com URL <http://www.e3-partners.com>

今月号のテーマ

- ・ 年末のご挨拶と営業日のご案内
- ・ 飲食店経営講座「忘年会シーズンで更にやるべきこと」 (関川)
- ・ ダイレクト納付のすすめ (木村)
- ・ 労働基準法が改正されます (大黒)



年末のご挨拶と営業日のご案内

2009 年も残すところあとわずかとなりましたが、皆さまにおかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。毎度格別のご用命に預り厚く御礼申し上げます。さて、皆様の一年は如何でしたでしょうか。私達税理士法人イースリーパートナーズは今後も皆様に喜んで頂くため、スタッフ全員で切磋琢磨し、より良いサービスを提供していきたいと考えております。来年も宜しくお願い致します。

簡単ではございますが、本状をもちまして年末のご挨拶とさせていただきます。どうぞよいお年をお迎えください。なお、平成 21 年 12 月 29 日から平成 22 年 1 月 4 日まで休業とさせていただきます。

(一同)

飲食店経営講座「忘年会シーズンで更にやるべきこと」(関川)

今は忘年会シーズン真っ盛りで、どこのお店も大忙しのことだと思います。今年は不景気・インフルエンザなどで大打撃を受けていることでしょうか、忘年会で何とか取り返したいところだと思います。それに加えて、更に考えて欲しいことがあります。「リピーター作り」です。忘年会は多くのお客様が来店されますから、「リピーター作り」には絶好のチャンスです。ポイントは「このお店にまた来たい」と思わせる「感動」を生み出すことだと思います。

私の顧問先様の例だと、団体客が予約を入れてくる際に、幹事様から「参加者の中にお祝い事のある人がいないか」を聞き取ります。お店は「くす玉」を用意します。お祝い事のある人を指名して「くす玉」を開けてもらいます。「くす玉」を開くと、その人のお祝い事に関するメッセージが書かれているわけです。席は大盛り上がりです。また、幹事様への労いとして、デザートをサービスします。幹事様は感動されます。「次もこの店に来たい」と思う確率は非常に高くなります。さらに、お会計の際には、「新年会の先行予約で 20%オフ」と書かれたカードをお客に渡して、年始の囲い込みを行います。最後まで手を抜かず、確実に次へのリピートへつなげます。

「忙しくてやってられない・・・」「もう忘年会は始まってしまっているから今さら・・・」という気持ちは重々理解できます。この例までとは言いませんが、簡単で結構ですから「先を見据えた集客」を考えてみてはいかがでしょうか？

しかし、リピートを狙いすぎて、サービスの質自体が低下してしまえば本末転倒ですから要注意です。また、「感動」を与えすぎても、それが普通になってしまいますからホドホドに。

飲食店の運営に関するご相談は飲食ビジネスコンサル委員会(関川・鈴木・吉岡)までお気軽にご連絡ください。

ダイレクト納付のすすめ（木村）

平成 21 年 9 月から新たに電子申告後の納税手段としてインターネットバンキングや A T Mでの納付の他にダイレクト納付が可能となりました。ダイレクト納付とは電子申告等の送信をした後に、届出をした預貯金口座からワンクリックで即時又は期日指定を指定して納付できるというものです。インターネットバンキングでは送信後にインターネットバンキングにログイン、必要事項の入力、納付指図という流れで納税することを考えれば、随分簡単に納付ができるようになりました。

ダイレクト納付を利用すれば、インターネットバンキングでの納付と同じく、納付のために銀行に並ぶ必要はなく、自宅やオフィスからの納付が可能です。また、インターネットバンキングの契約が不要で、利用頂いている金融機関の口座からイースリーパートナーズがお客様に代わって納付手続きを行うことが可能です。

ただし、ダイレクト納付を利用するには電子申告の利用開始手続きの他、「ダイレクト納付利用届出書」を提出する必要があり、利用可能となるまで 1 カ月程度かかります。また、ご利用頂いている金融機関でサービスが開始されていない場合もあります。

ご利用の際は電子申告委員会（桑原・本多・木村）までお気軽にご連絡ください。

労働基準法が改正されます（平成 22 年 4 月 1 日施行）（大黒）

ご存知の方もいらっしゃると思いますが、労働基準法の一部改正が平成 20 年 12 月に公布され、平成 22 年 4 月 1 日から施行されます。改正の趣旨としては、長時間労働を抑制し労働者の健康を確保するとともに、仕事と生活の調和がとれた社会を実現するなど、労働者が健康を保持しながら労働以外の生活のための時間を確保して働くことができるという観点から、労働時間にかかる制度について見直しが行われました。

今回は、改正内容のポイントをまとめました。

（1）時間外労働の割増賃金率

- ・法定割増賃金率の引き上げ ※中小企業は当分の間、適用が猶予されます。

現在では残業の割増賃金の割増率は 25%以上（夜 10 時から朝 5 時までは別途 25%加算）ですが、これが、1 ヶ月 60 時間を超えた時間外労働時間については 50%以上に引き上げられます。

- ・限定時間を超える時間外労働の労使による削減

月 45 時間を超え 60 時間以下の時間外労働に対しては、割増賃金の割増率について 25%を超える率にするよう、努めなければならなくなりました。

- ・代替休暇制度の創設 ※中小企業は当分の間、適用が猶予されます。

労使協定により、改正による法定割増賃金率の引上げ分の割増賃金の支払いに代えて、有給の休暇を付与することが可能になりました。（50%に引き上げられる時間外労働の割増率のうち、従来との差となる 25%分については、その支払の代わりに時間単位の有給付与でも可能に）

【中小企業】

資本金		従業員数	
小売・サービス業	5,000 万円以下	小売業	50 人以下
卸売業	1 億円以下	サービス・卸売業	100 人以下
上記以外	3 億円以下	上記以外	300 人以下

（2）年次有給休暇の有効活用

時間単位の有給休暇の創設

労使協定により、1 年に 5 日分を限度として年次有給休暇を時間単位で取得することが可能になります。

上記の適用にあたっては、就業規則の変更等が必要となってきます。ご相談やご不明な点がございましたら、人事労務ビジネスコンサル委員会（大黒・関川・本多・池田）までお気軽にご連絡ください。